

労働政策審議会労働条件分科会「組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会」(仮称) の設置について

1 設置の趣旨

令和6年の通常国会において成立した事業性融資の推進等に関する法律の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の附帯決議において、「「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。加えて、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。」とされた。

これを受け、労働政策審議会労働条件分科会の下に「組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会」(仮称)(以下「部会」という。)を設置し、検討を行う。

2 部会の事務

企業組織の再編に伴う労働関係の調整に関する専門の事項を審議する。

3 部会の構成

- (1) 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。
- (2) 部会は、労働者代表委員及び使用者代表委員各4名、公益代表委員5名の計13名で組織する。

4 部会の運営

部会の庶務は、労働基準局労働関係法課において処理する。

第一条 労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各八人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第五条 分科会に、労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため労災保険部会を、最低賃金に関する専門の事項を審議させるため最低賃金部会を、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する専門の事項を審議させるため電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会を、企業組織の再編に伴う労働関係の調整に関する専門の事項を審議させるため組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会（以下「部会」と総称する。）をそれぞれ置く。

第六条 労災保険部会及び最低賃金部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会及び組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各四人とし、公益を代表するものは、五人とする。

第七条 部会が第五条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第八条 分科会に、労働時間に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは労働時間小委員会を、就業規則、退職手当その他の問題に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは就業規則等小委員会を置くことができる。

第九条 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、

その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

第十条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、小委員会及び専門委員会について準用する。

第十一条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

1 この規程は、令和七年一月二十一日から施行する。

2 第五条に掲げるもののほか、分科会に、当分の間、有期労働契約の特例に関する専門の事項を審議させるため有期雇用特別部会（以下「特別部会」という。）を置く。

3 特別部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各四人とする。

4 特別部会が附則第二項に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

5 前三項に定めるもののほか、特別部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。